国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院副研究院長に関する規程

平成21年 3月31日 規 則 第 83 号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学大学院総合国際学研究院副研究院長(以下「副研究院長」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副研究院長は、研究院長の命を受け、企画・研究等の事項について研究院長の職務を助ける。

(員数)

第3条 副研究院長は、2名とする。

(選考の時期)

- 第4条 研究院長は、次の各号の一に該当する場合に副研究院長候補者の選考を行う。
 - (1) 副研究院長の任期が満了するとき。
 - (2) 副研究院長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 副研究院長が欠員となったとき。
- 2 副研究院長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1 月前に、第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

(選考の方法)

第5条 研究院長は、前条の選考を行うときは、大学院総合国際学研究院教授会構成員の 教授のうちから指名し、教授会の承認を得なければならない。

(任期)

- 第6条 副研究院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究院長の在任期間 を超えることはできない。
- 2 副研究院長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、副研究院長に関し必要な事項は、教授会の議を経 て研究院長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成21 年4 月1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される副研究院長は、この規程に基づき選考されたもの とみなす。